



東京立川ロータリークラブ

2019.1.18 第2823回 例会

Weekly Report



本日の新会員卓話講師の永淵 慎さんを囲んで

【司会進行】

SAA委員会 織原寛一郎委員長

【開会点鐘】 清水淳一会長

【ロータリーソング斉唱】

『我らの生業』

【会長挨拶】 清水淳一会長

【幹事報告】 平井洋孝幹事

【委員会報告】

社会奉仕委員会 中山賢二委員

親睦委員会 三浦 哲委員長

【各種お祝い】

親睦委員会 古屋佳男副委員長

【ニコニコ発表】

親睦委員会 安藤永一副委員長

【出席率の発表】

出席委員会 増田太一副委員長

1月18日(金)	会 員 数	114名
	出 席 義 務 会 員	106名
	出 席 免 除 会 員	8名
	当 日 出 席 者	87名
	出席免除会員の当日出席者	4名
	出 席 率	79.09%

【新会員卓話】 永淵 慎さん

【閉会点鐘】 清水淳一会長

【会長挨拶】 清水淳一会長

新年になりまして初めてのホームグラウンドであります、パレスホテル立川での例会となります。昨年末、今話題のイギリスのロックバンド「クイーン」の「ボヘミアンラプソディ」という映画を観てまいりました。ボーカル、フレディ・マーキュリーを主役としたバンド結成から、1985年チャリティーコンサート「ライヴエイド」までの伝記映画ですが、久々に感動し目頭が熱くなりました。



清水淳一会長

バイセクシャルも題材にあったのですが何の差別もなく素晴らしい映画でした。正月には、お墓参りと地元「阿豆佐味天神社」に初詣に出かけ、そして清水家の菩提寺総本山、鎌倉の臨濟宗建長寺と鶴岡八幡宮、寒川神社と参拝してまいりました。さて、皆さんも初詣に出かけたと思いますが、まずは地元の氏神様からといわれております。ところで神社は大きく分けて八幡神社、稲荷神社、天満宮の三大神社となります。八幡神社の総本宮は大分県宇佐市にある宇佐八幡宮で、武士の信仰を集め発展し、武芸、勝負運のご利益があるそうです。稲荷神社の総本社は京都の伏見稲荷大社で、庶民のお稲荷さんへと発展し、五穀豊穡、商売繁盛のご利益があるそうです。天満宮の総本宮は福岡県太宰府にある太宰府天満宮で、学問の神、菅原道真公を祀り、合格祈願、学業成就のご利益があるそうです。他に熊野神社は和歌山県熊野三山の熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社から拡がり、縁結び、農業、漁業のご利益があるそうです。諏訪神社は長野県諏訪市にある諏訪大社が総本社で、農業、漁業、海上安全、成功勝利のご利益があるそうです。そして願い事を唱えるときは「○○してください」という直接的なお願いはせず、「○○したいと思いますので、見守って下さい」とするそうです。私も「少しでも世界平和に貢献できるように会長職、ロータリー活動を頑張りたいのどうか見守って下さい」とお願いをしてまいりました。昨年の暮れから正月にかけて、素晴らしい映画と神様仏様との「一期一会」となりました。

2018～2019年度 RIテーマ

2018～2019年度
国際ロータリー会長
パリー・ラシン



インスピレーションになろう

2018～2019年度 クラブテーマ

「一期一会
ロータリー」

東京立川ロータリークラブ
会長 清水淳一



司会進行
織原寛一郎委員長



各種お祝い
古屋佳男副委員長



ニコニコ発表
安藤永一副委員長



出席率発表
増田太一副委員長



例会時には必ずバッジをつけましょう

【幹事報告】 平井洋孝幹事

●1月9日(水)立川青年会議所の新年賀詞例会に会長・幹事で出席してまいりました。●各テーブルに、ガバナー月信、バギオ便り、ハイライト米山、配布してあります。ご覧ください。●24日(木)東京立川ライオンズクラブの新年例会が開催されます。会長、幹事で出席いたします。●本日、夜6時30分より第7回理事会がパレスホテル檜にて開催されます。役員・理事の皆様、お集り下さい。●次週例会は4階ローズルームとなります。宜しくお願い致します。



【委員会報告】 社会奉仕委員会 中山賢二委員

例会会場入口、また正面右側の看板で既にご承知かと思いますが、フードドライブの活動でサンクスウィークとなっております。既にチラシも配布されておりますが、来週25日にお持ち頂きたいと思っております。昨年夏にも実施されましたが、ご自宅での余りの食材をお持ち頂きたいという事で、前回総重量350kgを越える食材を社会福祉協議会に寄付する事が出来ました。お一人お一人が是非ご持参頂けますようお願い申し上げます。昨年8月に東京都環境局が「チームもったいない」を立ち上げ、ここへの参加企業が賞味期限の迫っている食材を集めてフードバンクに寄付したという実績も報告されております。ここは昨年12月26日現在で、登録が84団体、個人が176名という事でまだまだ少ない状況ではありますが、その中で辺見さんが所属されている株式会社JTB、斉藤さんの損保ジャパン日本興亜株式会社、垣谷さんの東京海上日動火災保険株式会社の3社が既に登録されており、ロータリーはどこも登録されておりませんので、継続事業として登録されても良いかと思っております。かつて平成19年には「チームマイナス6%」という事業がありまして、この時は坂村会員が中心となって全会員が登録され、支援をした事もありますので、その様な経緯もご理解頂き是非来週お持ち頂けたらと思っております。そして昨年の事業については12月のガバナー月信に掲載されておりました。会員が一生懸命に取り組まれている事業でありますし、ガバナー月信にはその他寄付や訃報についても掲載されておりますので、モチベーションアップの為に更に取り上げて頂けたら幸いです。



親睦委員会 三浦 哲委員長

ガム地区大会参加の方々へ、本日例会終了後3階菊の間にて説明会を行います。オプションツアーや部屋割、その他皆様の賛否を確認したい事項もございまして、時間は約30分を予定しておりますが、その後の質疑応答にも対応させていただきます。



【各種お祝い】 安藤永一副委員長

入会記念月

安達良文さん	尾内昭夫さん	木村真人さん
藤堂 敦さん	中島孝昌さん	布施 明さん
古屋佳男さん	迎浩一朗さん	村上寿之さん
矢澤貴光さん	渡邊達也さん	

誕生記念月

安達良文さん	荒口 仁さん	宇都木健太さん
岡崎 淳さん	紅林 太さん	清水千春さん
反町太一さん	長井 守さん	中島孝昌さん
松浦孝治さん	三田村秀雄さん	矢澤貴光さん
矢澤俊一さん	山川 潔さん	渡辺博昭さん

結婚記念月

岡部直士さん	齋藤 仁さん	馬場欽次さん
--------	--------	--------

夫人誕生記念月

清水淳一さんご夫人規子様	田中宏明さんご夫人輝子様
松浦孝治さんご夫人智子様	

【ニコニコ発表】 親睦委員会 古屋佳男副委員長

- 清水淳一会長 本日は、新年になりまして初めてのホームグラウンドであります、パレスホテル立川での例会となります。パレスホテル立川のスタッフの皆様、本年も宜しくお願い申し上げます。永淵 慎会員の新会員卓話、楽しみにしております。頑張ってください。
- 平井洋孝幹事 保坂正憲さん、入会おめでとうございました。ロータリーライフを楽しんでください。永淵 慎さん、卓話楽しみにしておりました。宜しくお願い致します。
- 中島孝昌さん 誕生月、入会月のお祝い有難うございます。
- 松浦孝治さん 本日の永淵さんの卓話を楽しみにしております。また、妻と私の誕生月のお祝いを有難うございます。そして、来週のサンクスウィークのご提供を、宜しくお願い致します。
- 紅林 太さん 誕生日祝い、有難う御座居ます。3オーバーになりました。
- 田中宏明さん 本日は、妻の誕生日祝いを頂き有難う御座居ました。感謝申し上げます。
- 山川 潔さん 誕生祝いを有難うございます。六十代も最後となりました。
- 馬場欽次さん 結婚記念月のお祝い、ありがとうございます。
- 藤堂 敦さん 入会記念月のお祝い、ありがとうございます。
- 渋谷幹雄さん 永淵さんの卓話楽しみにしています。頑張ってください。
- 市原聖功さん 永淵さんの卓話、楽しみにしております。
- 長井 守さん 永淵 慎さんの新会員卓話楽しみにしています。誕生月のお祝い、ありがとうございます。
- 中山賢一さん 永淵 慎さんの卓話楽しみにしています。仕事でも色々と相談有難う御座います。
- 田中 太さん 本日の永淵 慎さんの新会員卓話、楽しみにしています。
- 安達良文さん 誕生日祝いと、入会祝い有難うございます。20日で64歳、入会して11年を迎えます。永淵さんの新人卓話楽しみにしています。
- 端 晶弘さん 永淵さん、卓話楽しみにしております。
- 金子幹広さん 永淵さんの新会員卓話、楽しみにしております。
- 三浦 哲さん 永淵さん、本日の新人卓話とても楽しみにしています。同じ委員会に配属されて、嬉しく思っております。
- 迎浩一朗さん 入会記念月のお祝いありがとうございます。永淵 慎さん、新入会員卓話、楽しみにしています。
- 渡邊達也さん 入会記念月のお祝いをありがとうございます。
- 安藤永一さん 永淵 慎さんの新会員卓話を楽しみにしています。私の事はネタにしないで下さい。
- 米田典弘さん 今日は永淵さんのお話を、楽しみにして参りました。
- 岡山 昭さん 永淵さん、待ってました。是非、法律ギリギリの裏話を聞かせて下さい。
- 三田村秀雄さん 誕生月のお祝いを有難うございます。
- 古屋佳男さん 永淵 慎さんの新会員卓話を楽しみにしております。何かあった時は助けてください。宜しくお願いします。
- 古屋佳男さん 入会記念月のお祝い、有難うございました。早いもので3年が過ぎました。今後とも宜しくお願い致します。

- 宇都木健太さん 誕生日のお祝いありがとうございます。来週のサンクスウィーク、宜しくお願いします!!永淵さん卓話楽しみにしています!!
- 松島 孝さん 永淵さんの法律ギリギリの卓話、楽しみにしております。頑張ってください。
- 岡崎 淳さん 永淵さん、新会員卓話応援してます。誕生日のお祝い、有難うございます。
- 齋藤 優さん 永淵さんの新会員卓話、楽しみにしておりました。頑張ってください。
- 反町太一さん 永淵さん、卓話楽しみにしております。また、誕生日有難うございます。
- 亀田真里さん 大変遅くなりましたが、Xmas例会で、会長賞有難うございました。一番になって、初めてでビックリしました。
- 親睦委員会一同 永淵 慎さんの新会員卓話を委員会メンバー一同大変楽しみにしています。委員会メンバーに萬、揉め事があった時は、宜しくお願いします。

本日合計 92,000円 本年度累計 1,780,000円

新会員卓話『紛争処理より予防法務』 永淵 慎さん

本日は卓話の時間を頂き、また多くの皆様から激励のニコニコを頂き有難うございます。本日は法律ギリギリの内容をとという事でしたが、全て会報に掲載されてしまいますので、法律ど真ん中の内容をお伝えしたいと思っております。レジュメに沿って進めさせて頂きますが、まず自己紹介という事で、1974年2月永淵家の長男として杉並区に生まれました。その後、調布市深大寺の実家で大学卒業までいました。小学校は仙川の桐朋小学校、中学高校まで国立の男子校・桐朋学園に通学しておりました。その後受験を経て、中央大学法学部法律学科に入学。3年生から勉強に専念し、大学卒業して24歳で司法試験合格し、25歳函館で司法修習生となり1年間、その後札幌の弁護士事務所に就職し3年間勤務致しました。その後地元の多摩地区に戻り、立川の他の事務所で10年パートナー弁護士として仕事をし、独立後今の事務所を立ち上げて5年が経過しました。実は名前が「ながふち」と覚えていたのですが、戸籍に振り仮名が振っていない事、また電話の通りが悪いので自身でも「ながぶち」と言っておりまして、どちらでも良いかと思っております。ちなみに自身の生まれた1974年は、10月に巨人の長島茂雄選手が引退セレモニーの際に「我が巨人軍は永久に不滅です。」と発言し、12月には田中角栄内閣総辞職、三木武夫内閣発足したという時代です。さて、何故に自身が弁護士になったかということですが、一つは祖父が裁判官であった事、中学の社会科見学の際に弁護士が格好良かった事、大学3年生で就職活動に入る際に、就職活動しなくなかった事の三点が運命を決めたと思っております。当時は花形の職業だと思っておりましたが、現在ではかなり若い弁護士の方が増えてきておまして、自分の頃は司法試験合格率が3%程度でしたが、現在は試験の制度も変わり30%近くになっているようです。そして趣味は、山登り等「山系」の趣味が多く、また最近茶



道を始めたので着物を着ることも増えております。弁護士になってからは当然毎日が事件で、この事件の真っ只中で様々なご相談を受けますが、もう少し早く相談して頂けたらと思う事があったり、紛争の前段階での相談であれば、もっと対処が出来たかなと思う事も多くあります。紛争をあえてしたいというのは弁護士以外はいないのではないかと思います。逆にあまりに紛争が無くなっても商売に支障をきたしますので難しい所ではありますが、今日はその紛争になるべく至らないようにという事で「予防法務」の事を話したいと思えます。宮沢賢治の「雨ニモマケズ」では「北に喧嘩や訴訟があれば、つまらないからやめるといい・・・そういうものにわたしはなりたい」と書かれていますが、私自身もあまり紛争は好きではありませんので、極力避けて決着がつけられるようにと思っておりますが、実際に紛争が起こってしまっている場合は、弁護士という立場でしっかりと対処しております。事後的な紛争処理の場合、事前に証拠を取っているかないかで、大分状況は変わります。書類や写真といった証拠はその都度残しておいて頂かないと、法律的に勝てるとしても証拠がない場合は難しくなるという事になりますので、そういった観点からも「予防法務」という事が特に重要になってきます。そして法律についてですが、公法(刑法等)と私法(私人間に関する法律・民法や商法、会社法等)があるという事を認識し、分けて考えて頂きたいと思えます。公法は違反をすると刑事罰を受ける事になりますが、私法での最終形は損害賠償というお金の話になります。ですので、会社経営における刑事罰は運営上重大な問題になりますが、私法での損害賠償については対処方法があるという事です。これは対国家と対民間(私人)という考え方であるという事を覚えておいて頂きたいと思えます。ちなみに日本には約2,500の法律がありますが、たまに弁護士は六法全書を覚えているのかと聞かれますが、さすがに全てを知っている訳ではありません。何がどの辺りに書いてあるのか程度は把握しておりますが、全てという事ではありませんので、そのご質問はご容赦頂ければと思えます。次に皆様は「訴訟」というものに関わる事はあまりないかと思えますが、この「訴訟」について説明させて頂きます。民事訴訟等は月に一度程度しか期日がありません。そして相手との順番があるため、自分の主張反論は二ヶ月に一度程度。そうなる一年で6回しか主張できないのです。そういった事もあるので解決も平気で一年程度、更に長く掛かるという事もあります。また裁判はどんなに理不尽な要求内容だから勝ると判断していても、放っておくと敗訴してしまいますので、裁判所からの通知は必ず把握しなくてはなりません。そして裁判は勝訴すると判決文というものを受け取りますが、これは所詮紙切れと同じであります。例え判決文に1,000万円払えと書かれていても、必ず払ってくれる訳ではありません。事前に財産等を探しておいて、その判決文を持って再度強制執行という手続きが再度必要となるのです。つまりお金の回収には二度の手続きが必要になるという事を覚えておいて頂きたいと思えます。また良く聞かれる事なのですが、「被告」と「被告人」というの

は違います。被告は一般民事事件の際は訴える側が「原告」、訴えられた側が「被告」となります。被告と呼ばれるだけで憤慨される方がいますが、あくまで名称であり訴えられた側である、という事を示しているのみです。それに対し「被告人」とは、刑事事件で裁かれる対象となる者の事を指します。刑事事件での裁判は、日本ではあくまで「推定無罪」ですので、判決で有罪の刑が出るまでは確定していません。よく報道では、逮捕されただけで「悪い人」ではないか、何故そのような人物を弁護するのか、と言われますが、そのような事ではなく、逮捕当初は悪いかどうか分からないので、審議をして裁判官が決めて判決が出た段階で初めて「有罪」となるのです。話は戻りますが、先程祖父が裁判官だったと申し上げましたが、生前話した時に二度死刑判決を書いたと聞きました。この判決はすごく重い事で、辛い記憶として残っていると話していました。幾ら悪い人間であって裁かれるとしても、「死刑」という判決で死刑が執行されるという現実と向かい合わなければならないからです。さて、ここ立川には東京地方裁判所立川支部があります。また家庭裁判所立川支部、簡易裁判所立川支部もあります。建物は少し離れますが、検察庁立川支部もあります。簡易裁判所と地方裁判所は何が違うのかという質問を受けますが、140万円以下の請求については簡易裁判所の管轄、それを越えると地方裁判所の扱いという事になります。続いて経済的な優位性と法的な優位性についてですが、基本的に経済的に優位な方は、法的には優位にはなりません。そもそも法的な優位という事は法律の概念は有りませんが、経済的に優位な方が仮に裁判に負けると、財産を所有しているので差し押さえられます。対して経済的に厳しい方が裁判に負けても、実際に回収する事が困難な事が多いので、経済的優位の方は法律上不利になる事はありませんが、優位に立つという事もないと覚えて頂きたいと思います。続いて紛争に勝訴するという事についてですが、取引紛争売掛金の回収、これは難癖をつけて払わないというような場合はわずかで、ほとんどの場合経済的に支払えないという事なのです。払えないという方に対して裁判を起し勝訴したとしても、経済的に支払えないという状態ですと勝訴判決は回収を保障するものではありませんので、正直無意味です。たまに「働かせてでも回収させる」という方がいますが、強制的に労働させても良いという法律は存在していませんので、実質不可能です。ではこのような紛争に至らない様にとという予防法務の観点からすると、まずは回収困難な可能性のある方の取引には応じない事です。対策として同時決済にする、細かい取引を通じて信用度を測る、等の方法もあろうかと思えます。人の良い経営者の方は、とにかく待つてくれればなんとかすると

言われ、ずるずると更に取り引きを続け、未収金ばかりを増やして傷口を広げてしまう事になりかねませんので、ご注意ください。続いては「労働紛争」についてです。労働紛争は経営者サイドとして労働者から訴えられる事が殆どで、完全勝訴というのはあまりないですし、勝訴しても従業員が戻ってくるという事もありますし、時間をかけて結局何も得られないという事になります。そして労働基準法には罰則がありますから、刑事罰という問題も出てきますので、注意が必要です。セクハラ・パワハラという問題ですが、齋藤優さんの前回の卓話以上の時間が必要となるので割愛させていただきますが、パワハラやモラハラとか色々な言葉がよく話題にでますが、これらだけ単独で訴訟になることは経験上あまりありません。当方まで相談に来られるような状態の場合、労働基準法の問題がある場合、例えば賃金未払いのような事を含めて訴訟を起こしてくるという事が多くあります。但し、セクハラ事案は訴訟の段階で写真や録音等の確たる証拠が押さえられている事が多いので、それだけで事件になりやすい傾向にあります。続いて私的な場面での予防法務で、離婚とか交通事故とか色々ありますが、これから絶対に皆様に関係する事としては「相続」です。相続を受ける場合もありますでしょうし、勿論ご自身自体の相続もあります。相続については税金のみならず、会社の株式や土地の持分など、人が一人でない限りは、かならず道筋をつけてください。そして相続遺産の争い等では、5年や7年経過している案件など多くあります。親族間では想い等色々な感情が出てきますので、経済的に合理的だからというだけで判断が難しいという事があり、長引く傾向があります。そして実は今年、相続法が大きく改正されましたが、遺言書の作成方式もその一つです。子供の居ない夫婦の場合、その両親も居なかった場合では、どちらが先に亡くなるかで、その夫婦の兄弟への相続額が大きく変わる事が多いです。実際夫婦が1ヶ月違いで亡くなった事案がありました。それぞれの兄弟への相続分が億単位で異なった事がありました。ですので、遺言書は作成しておく事が大事な事です。遺言書を作成しなかったために、会社株式の相続分が50:50となり困惑してしまったり、長男に多くの株式を相続したものの、少数株主の弟が結局何も出来ないので買取を求めるなど、兄弟で会社経営について揉めるという事案もあります。そして男女問題については、ロータリーの会員の皆様には全く関係ないお話しかと思いますが、万一そのような事案がある場合は、こっそりと対処させていただきますので、個別にご相談頂ければと思います。皆様におかれましては、是非予防法務という観点で、紛争をできる限り無くすという方向で法律を活用していただければと思います。ご静聴ありがとうございました。

事務局／東京都立川市曙町2-34-6 小杉ビル8階
【TEL】042-525-4046 【FAX】042-529-2666
【HP】<http://www.tachikawa-rc.org/>
【E-mail】ttrc8082@sepia.ocn.ne.jp

例会場／東京都立川市曙町2-40-15 パレスホテル立川
TEL：042-527-1111
例会日／金曜日 12：30点鐘
会長／清水淳一 幹事／平井洋孝 会報担当者／清水督司委員